

大阪市告示第30号

区役所（区役所出張所を除く。以下同じ。）の執務時間を、次のとおりとする。

令和7年1月14日

大阪市長 横山英幸

区役所の執務時間は、平成5年大阪市告示第555号（本市関係各公署の執務時間）、令和5年大阪市告示第433号（区役所の執務時間）及び令和4年大阪市告示第376号（区役所の執務時間）によるもののほか、別表に定める業務の執務時間については、令和7年3月30日に限り、午前9時から午後5時30分までとする。

（別表）

業 務 内 容
<ul style="list-style-type: none">・ 住民異動届受付・ 住民票の写し等交付等関係事務（広域交付住民票の写しを除く。）・ 外国人の在留管理に関する事務・ 印鑑登録申請等受付・ 印鑑登録証明書交付関係事務・ 義務教育諸学校の就学事務（天王寺区役所、住吉区役所を除く。）・ 個人番号カードに関する事務・ 戸籍の届出の受付・ 戸籍謄抄本等交付関係事務 次の業務のうち、住民異動に伴う業務
<ul style="list-style-type: none">・ 国民健康保険の資格異動関係事務等・ 国民年金に係る各種申請書の受付・ 後期高齢者医療に係る各種届出の受付及び保険料納付に関する業務

（市民局区政支援室区行政制度担当）